

(目的)

第1 市内に学会、大会・会議（以下「学会等」という。）を誘致し、交流による地域の賑わいを創出するため、学会等を開催する団体又は組織に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学会 学術研究の向上及び発展を図ることを目的に、主に大学等の教育機関及び研究機関又は大学等の教育機関及び研究機関に所属する者が中心となって主催する学術研究の発表又は討論のための集会その他これに準ずるものをいう。
- (2) 大会・会議 団体又は組織の構成員等が行う集会、発表会その他これに準ずるものをいう。ただし、団体または組織がスポーツの振興や競技力の向上を図るために開催する大会を除く。
- (3) 地方学会等 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域をいう。）の全域からの参加が見込まれる規模の学会等をいう。
- (4) 全国学会等 東北地方の全域及び東北地方以外の区域からの参加が見込まれる規模の学会等をいう。
- (5) 国際学会等 日本を含む2か国以上からの参加者を有し、かつ、国外から10人以上参加が見込まれる規模の学会等をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、地方学会等、全国学会等又は国際学会等を開催する団体又は組織であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす学会等を開催するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 市内で開催されること。
  - (2) 参加者のうち市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける施設をいう。以下同じ。）に宿泊する者が学会にあっては20人以上、大会・会議にあっては50人以上であること。
- 2 学会等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。
- (1) 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの
  - (2) 営利を目的とするもの
  - (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
  - (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めら

れるもの

(5) 市から他の補助金の交付を受けたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められるもの  
(補助額及び限度額)

第4 補助額及び限度額は、別表第1のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金の交付額に変更が生じない変更とする。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

改正文（平成28年9月1日告示227号抄）

平成29年9月1日から施行する。

令和3年4月1日から施行する。なお、この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

改正文（令和4年3月22日告示90号抄）

令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

学会等の区分	1人当たりの補助額		限度額
地方学会等	1,000円		20万円
全国学会等	2,000円		40万円
国際学会等	国内から参加した者	2,000円	80万円
	国外から参加した者	4,000円	

備考 学会等の区分の欄に応じ、1人当たりの補助額の欄に掲げる金額に市内の宿泊施設に宿泊する参加者の延べ人数を乗じる。

別表第2（第5関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	学会等開催補助金交付申請書 1 事業計画書	第1号 第2号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	学会等開催補助金変更（中止・廃止）承認申請書	第3号	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	学会等開催補助金請求書 1 事業報告書 2 宿泊証明書	第4号 第2号 第5号	別に定める。